

○総務省告示第十号

放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更し、令和八年三月三十日から施行することとしたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

令和八年一月十六日

総務大臣臨時代理

国務大臣 片山さつき

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

概要	変更履歴
<p>第1 基幹放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項 〔略〕</p> <p>1 基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針</p> <p>(1) 国内放送の普及</p> <p>ア 地上基幹放送</p> <p>地上基幹放送については、地上基幹放送局（地上基幹放送をする無線局をいう。）を用いて行われる当該放送を国民に最大限に普及するようにするため、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 中波放送</p> <p>協会の放送については総合放送1系統の放送及び民間基幹放送事業者の放送については1系統の放送が、全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 〔(イ)～(オ) 略〕</p> <p>〔イ・ウ 略〕</p> <p>〔(2)～(4) 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>〔第2 略〕</p> <p>〔第3 略〕</p> <p>第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数（衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数）の目標</p> <p>〔1 略〕</p> <p>2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 地上基幹放送（デジタル放送以外の放送）</p> <p>ア 中波放送</p>	<p>第1 [同左] 〔同左〕</p> <p>1 [同左] 〔同左〕</p> <p>(1) [同左] 〔同左〕</p> <p>ア [同左] 〔同左〕</p> <p>(ア) 中波放送</p> <p>協会の放送については、総合放送及び教育放送各1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については、1系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、2系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。 〔(イ)～(オ) 同左〕</p> <p>〔イ・ウ 同左〕</p> <p>〔(2)～(4) 同左〕</p> <p>〔2・3 同左〕</p> <p>〔第2 同左〕</p> <p>〔第3 同左〕</p> <p>〔1 同左〕</p> <p>2 [同左]</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) [同左]</p> <p>ア [同左]</p>

基幹放送の区分		放送対象地域	放送系の数の目標
協会の放送			
総合放送	広域放送 圏及び近畿広域圏の各区域	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1
県域放送		関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1
〔同左〕	総合放送 県域放送	関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏の各区域	放送対象地域ごとに1
教育放送		関東広域圏、中京広域圏及び近畿広域圏に属する県を除く道県の各区域	放送対象地域ごとに1
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔同左〕
〔イ～エ 略〕		〔イ～エ 同左〕	〔3)～(5) 同左〕

備考 案中の「 」の記載は複数である。